

消防予第316号  
平成23年8月17日

各都道府県消防防災主管部長

殿

東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁予防課長  
(公印省略)

建築物防災週間（平成23年度上期）の実施について

標記について、「建築物防災週間（平成23年度上期）の実施について」（平成23年8月5日付け国住防第3-2号）により、国土交通省住宅局長から別添のとおり協力依頼がありましたので、お知らせします。

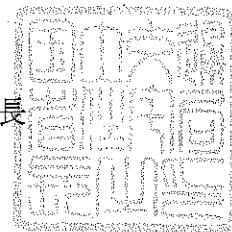
各都道府県におかれましては、貴管内の市町村又は消防本部に対してこの旨周知されるようお願いします。

<連絡先>  
消防庁予防課予防係  
児玉・根本  
Tel (03)5253-7523  
Fax (03)5253-7533  
mail:m2.nemoto@soumu.go.jp

国住防第3-2号  
平成23年8月5日

消防庁次長 殿

国土交通省 住宅局長



### 建築物防災週間（平成23年度上期）の実施について

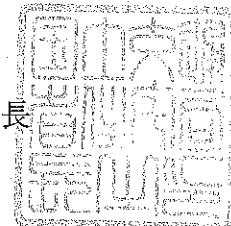
建築物防災週間につきましては、火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和35年以来毎年2回実施しているところです。

この度、平成23年度上期における建築物防災週間の実施につきまして、別添のとおり国土交通省及び特定行政庁において実施することといたしましたので、貴職におかれましても、本週間の趣旨を是非ご理解いただきまして、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

国住防第3号  
平成23年8月5日

各都道府県知事 殿

国土交通省 住宅局長



### 建築物防災週間における防災対策の推進について

建築物防災週間につきましては、火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、広く一般の方々を対象として、建築物に関する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和35年以来毎年2回実施しているところです。

この度、平成23年度上期における建築物防災週間の実施につきまして、下記のとおり定めましたので、貴職におかれましても、本週間の趣旨を是非ご理解いただきまして建築物の防災対策の一層の推進に取り組まれますようお願い申し上げます。

なお、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方お願い申し上げます。

#### 1. 実施期間

平成23年8月30日（火）から9月5日（月）まで

#### 2. 平成23年度上期の重点事項

##### （1）住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進

本年3月11日、最大震度7を記録した東日本大震災が発生するとともに、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の発生の切迫性が指摘されているなど、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

このため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震診断を行っていない特定建築物の所有者等に対し、速やかに当該建築物の耐震診断を実施するよう強力に指導・指示するとともに、耐震診断の結果倒壊の危険性が高いとされた特定建築物の所有者等に対し、耐震改修の速やかな実施を強力に指導・指示してください。特に学校、病院等の公共建築物については、平常時の利用者の安全確保だけで

なく災害時の機能確保の観点からも最優先で取り組んでください。

住宅については、町内会等の地域コミュニティや建築関係団体等と協力して、街区単位で全戸訪問による普及啓発、一斉耐震診断等を実施するなど、集中的、重点的に取り組んでください。

#### (2) 既存建築物に対する適正な維持保全と定期報告の徹底

近年、外壁タイル、ひさし、外部廊下、天井、サッシ、看板メンテナンス用の梯子などの落下や、電気給湯器の転倒、防火シャッター、昇降機などを巡る事故など、既存建築物に関わる事故が発生しております。このような事故を未然に防ぐためにも、適正な維持保全や定期報告の実施は重要であり、建築物等の所有者等に対して、広く周知してください。

定期報告については、平成20年4月1日の建築基準法施行規則の一部改正等の施行により、調査・検査の項目、項目ごとの方法、結果の判定基準を明確化し、外壁タイルの劣化損傷の調査や防火シャッター等の防火設備の作動確認、不具合等に係る情報など報告内容を充実しております。特に未報告の所有者等に対して、法令遵守の必要性、報告期限等について具体的に説明した書面により実施するなどにより報告の督促、指導等に努めてください。

また、不具合等について報告があった建築物等の所有者等に対して、再発防止策の検討等の指導等を実施してください。

#### (3) 既存建築物の窓ガラスの地震対策等の調査及び是正指導の徹底

既存建築物の窓ガラスの地震対策及び外壁材、広告板の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落防止対策、民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策については、これまで調査の実施及び問題がある場合は正指導をお願いしてきたところですが、報告や是正の進捗が芳しくない状況にあります。また、この度の東日本大震災では、天井の崩落等の非構造部材の被害が多く見られているところです。つきましては、未報告の建築物の所有者等に対して報告を引き続き督促するとともに、問題がある建築物の所有者等に対して、建築基準法第9条、第10条の勧告、命令制度等を活用し、速やかに是正させてください。さらに、危険性が高い建築物については、改善されるまでの間は使用停止命令等により当該施設の使用を停止させてください。

特に、災害時の避難所として指定されている公共建築物については、重点的に点検を実施し、問題がある場合には、建築基準法第18条の通知・要請等により、対策の徹底を図ってください。

### 3. その他の実施事項

#### (1) 防災査察の実施

適正な維持保全により建築物の安全性を確保するため、定期報告が提出されていない建築物等を中心に、特定行政庁の職員により、現地において建築物の状況を調査するとともに、必要な指導を実施してください。

#### (2) 違法設置エレベーター対策の着実な実施

違法設置エレベーターについては、平成22年1月27日付け国住発第3968号「違法に設置されているエレベーター対策について」により、その把握と是正指導をお願いしているところですが、その後も違法に設置され構造に不備があるエレベーターの使用による死亡事故が発生しております。このため、建築物の用途等の優先順位をつけた計画的な調査や労働基準監督署等との情報交換等により違法設置エレベーターの把握をすすめ、基準に適合しないエレベーターについては是正指導を適切に行ってください。

#### (3) 昇降機及び遊戯施設の適正な維持保全・運行管理の徹底

昇降機については平成5年6月30日付け建設省住防発第17号による「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」、遊戯施設については平成12年12月26日付け建設省住指発第932号による「遊戯施設の維持保全計画及び遊戯施設の運行管理規程」に基づき、昇降機及び遊戯施設の所有者等に対し適切な維持保全・運行管理の徹底を指導してください。

特に大規模集客施設等のエスカレーターについては、「大規模集客施設等のエスカレーターの事故防止について（平成20年8月4日付け国住指第1777号）」に基づき、当該施設の所有者等に対し、適正な維持保全及び運行管理の徹底を指導してください。

また、遊戯施設についても、「遊戯施設の安全な運行管理の徹底について（平成23年1月31日付け国住指第4939号）」に基づき、当該施設の所有者等に対し、その安全な運行管理の徹底を指導してください。

#### (4) 住宅・建築物の所有者・管理者に対する広報活動

所有者・管理者の方への理解を深めるため、パンフレットの作成・配布、地方公共団体の広報紙や新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を利用して、建築物防災週間の広報活動を展開し、各重点事項及び耐震診断、耐震改修等に係る各種補助事業等について、積極的に普及啓発を行ってください。

#### (5) 関係機関との連携・協調

建築物防災週間の実施に当たっては、消防、警察、環境等の関係部局及び建築関係団体等と連携・協調して十分な効果を上げるようお願いいたします。

#### 4. 実施結果等の報告

建築物防災週間の実施結果については、別紙1-1、1-2、2~6を平成23年9月30日（金）までに提出頂きますようお願ひいたします。なお、別紙1-1については、各特定行政庁ごとに作成されたものを貴職において取りまとめて頂き、別紙1-2、2~6については、貴職において集計の上、提出頂きますようお願いいたします。

提出していただいた実施結果は、取りまとめ次第公表する予定です。

#### 5. 担当

国土交通省 住宅局 建築指導課 建築物防災対策室 平川

電話 03-5253-8111（内線39569）